

アメリカ法教材（2007.6.29～）

ロングアーム法

ニュー・ヨーク州のロング・アーム法（抄）

NYCPLR § 302

§ 302. Personal jurisdiction by acts of non-domiciliaries

[アメリカ法第1分冊 278頁]

第302条. 本居を有さない者の行為による対人管轄権

(a) 裁判権の根拠となる行為.

裁判所は、以下の場合、本条に列挙された行為から生じる訴訟原因については、当州に本居を有さない者に対しても、本居を有する者と同様に、対人管轄権を行使することができる。

1. その者が、州内で取引活動を行い、または州内で商品若しくは役務を供給する契約を任意の場所で締結した場合、または
2. その者が州内で不法行為を犯した場合、または
3. その者が、州外で不法行為を犯し、その結果州内において身体または財産に損害を加えた場合で、かつ
 - (i) その者が、州内で、常時取引を行い若しくは勧誘し、若しくは他の継続的な行為に従事し、または州内で使用若しくは消費される商品若しくは供給される役務から相当な収入を得ている場合、または
 - (ii) その者が、その行為が州内で結果を生じることを予期しまたは予期すべきことが相当であり、かつ州際または国際の通商から相当な収入を得ている場合、または
4. その者が州内に所在する不動産を所有、使用、または占有している場合

カリフォルニア州のロングアーム法

DEERING'S CALIFORNIA CODES ANNOTATED

CODE OF CIVIL PROCEDURE

Cal Code Civ Proc § 410.10 (2005)

§ 410.10. Jurisdiction exercisable

A court of this state may exercise jurisdiction on any basis not inconsistent with the Constitution of this state or of the United States.

第410.10条 行使可能な裁判権

当州の裁判所は、当州または合衆国の憲法に抵触しないあらゆる根拠に基づいて裁判権を行使することができる。